

[1] 権利擁護の取り組み

(1) 障がい者虐待の防止

虐待によって障がい者の権利や尊厳が脅かされるのを防ぐため「障がい者虐待防止法」が制定されました。この法律には、障がい者虐待の禁止、虐待の防止にむけた国や自治体の役割、虐待に気づいた人の通報義務などが定められています。

対象者	身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、その他心身の機能障がいのある人 ※ 障がい者手帳を持っていない人も含まれます。
内容	虐待に気づいたら、速やかに相談・通報を! ・虐待に気づいた人は1人で抱え込まず速やかに下記の通報窓口にご連絡ください。 ・虐待を未然に防ぎ、または早期に発見・対応するためには「もしかして?」といふいわゆる「グレーゾーン」の状況での通報が大切です。 ・障がい福祉課では障がい者虐待に関する相談・通報を受け付け、確認や調査、障がい者の保護、障がい者や擁護者への支援などの対応を図ります。 ※ 通報者の情報は守られます。
窓口	守口市障がい者虐待防止センター(障がい福祉課) 電話:06-6992-1630、FAX:06-6991-2494 (月曜日～金曜日、9時～17時30分) ※ 上記以外(夜間、休日など)は、守口市役所 06-6992-1221(代表)へご連絡ください。

(2) 障がいを理由とする差別の解消

障がいを理由とする差別の解消を推進するため、「障がい者差別解消法」が制定されました。

この法律には、障がいのある人もない人も平等の権利を得られるよう、行政機関や民間業者による差別の禁止や、差別を解消するための取り組みについて規定されています。

対象者	身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、その他心身の機能障がいのある人・児童 ※ 障がい者手帳を持っていない人も含まれます。				
内容	障がいを理由とする差別とは <table border="1"><tr><td>不当な差別的取り扱い</td><td>正当な理由なく、障がいを理由に商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすること。 (例) 障がいを理由に、一方的に入店を拒否する など。</td></tr><tr><td>合理的配慮の不提供</td><td>障がいのある人が何らかの配慮を求めた場合、負担になり過ぎない範囲で個別の対応をすることが求められます。こうした配慮を行わないことにより、障がいのある人の権利や利益を損なうこと。 (例) 聴覚障がいがあることを伝えたのに、筆談や手話通訳などの対応をとつてもらえない など。</td></tr></table>	不当な差別的取り扱い	正当な理由なく、障がいを理由に商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすること。 (例) 障がいを理由に、一方的に入店を拒否する など。	合理的配慮の不提供	障がいのある人が何らかの配慮を求めた場合、負担になり過ぎない範囲で個別の対応をすることが求められます。こうした配慮を行わないことにより、障がいのある人の権利や利益を損なうこと。 (例) 聴覚障がいがあることを伝えたのに、筆談や手話通訳などの対応をとつてもらえない など。
不当な差別的取り扱い	正当な理由なく、障がいを理由に商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすること。 (例) 障がいを理由に、一方的に入店を拒否する など。				
合理的配慮の不提供	障がいのある人が何らかの配慮を求めた場合、負担になり過ぎない範囲で個別の対応をすることが求められます。こうした配慮を行わないことにより、障がいのある人の権利や利益を損なうこと。 (例) 聴覚障がいがあることを伝えたのに、筆談や手話通訳などの対応をとつてもらえない など。				
窓口	守口市障がい者基幹相談支援センター 住所:守口市京阪本通2-5-5 3階 電話:06-6993-5601、FAX:06-6993-9647 障がい福祉課 電話:06-6992-1630、FAX:06-6991-2494				

(3) 成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などによって、物事を判断する能力が不十分な人を法律的に保護し、支援するための制度です。

対象者	認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など判断能力が不十分な人				
内容	<p>成年後見制度の種類</p> <table border="1"><tr><td>法定後見</td><td><ul style="list-style-type: none">判断能力が不十分な人に対する制度。本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の区分があります。本人の能力に応じて、成年後見人などの援助者が預貯金の管理や医療・サービスの契約手続きなどを支援します。</td></tr><tr><td>任意後見</td><td><ul style="list-style-type: none">判断能力がある人のための制度。判断能力の低下に備えて、本人があらかじめ、誰にどのような支援をしてもらうかを契約により決定します。</td></tr></table> <p>※ 成年後見制度を利用するには、家庭裁判所への申し立てが必要です。 ※ 申し立てを行えるのは、本人、配偶者、4親等以内の親族など。 詳しい手続きや費用については家庭裁判所にお問合せください。</p>	法定後見	<ul style="list-style-type: none">判断能力が不十分な人に対する制度。本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の区分があります。本人の能力に応じて、成年後見人などの援助者が預貯金の管理や医療・サービスの契約手続きなどを支援します。	任意後見	<ul style="list-style-type: none">判断能力がある人のための制度。判断能力の低下に備えて、本人があらかじめ、誰にどのような支援をしてもらうかを契約により決定します。
法定後見	<ul style="list-style-type: none">判断能力が不十分な人に対する制度。本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の区分があります。本人の能力に応じて、成年後見人などの援助者が預貯金の管理や医療・サービスの契約手続きなどを支援します。				
任意後見	<ul style="list-style-type: none">判断能力がある人のための制度。判断能力の低下に備えて、本人があらかじめ、誰にどのような支援をしてもらうかを契約により決定します。				
窓口	大阪家庭裁判所 住所: 大阪市中央区大手前4-1-13 (最寄り駅: 地下鉄谷町線 谷町4丁目) 電話: 06-6943-5872、FAX: 06-6949-3573 障がい福祉課 電話: 06-6992-1630、FAX: 06-6991-2494				